

くわな I o T 推進ラボ協議会規約

(名称)

第1条 本会は、くわな I o T 推進ラボ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 本会の愛称は「グリーン I o T ラボ・桑名」とする。

(目的)

第2条 協議会は、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりを目指すため、産学官金の連携により、I o T を活用し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) I o T や新しい技術を活用し、環境と経済の好循環を生み出す社会の実現に向けた取組及びその調査、研究に関すること
- (2) 温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた取組に関すること
- (3) 脱炭素の普及啓発に関すること
- (4) 脱炭素に関する動向の情報共有
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(会員)

第4条 協議会の会員は、企業、大学、金融機関、地方自治体その他前条の事業を実施するためにふさわしいものとする。

2 協議会に入会、又は退会を希望するものは、その旨を事務局に申し出るものとする。

(役員)

第5条 協議会に会長、監事を置く。

- 2 会長は会員から互選しこれに充てる。
- 3 監事は会長が指名し、会計の監査にあたる。
- 4 役員任期は1か年とする。ただし再任は妨げない。

(名誉会長及び顧問)

第6条 協議会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の同意を得て会長が委嘱する。

(運営組織)

第7条 協議会の運営組織は次の各号に掲げるものとする。

(1) 全体会（総会）

会員全員で組織し、第8条に定める事項のほか、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。全体会は年に1回以上開催する。

(2) 分科会

会員の実務担当者で組織し、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。分科会は年に数回程度開催する。

(3) プロジェクトチーム等

第3条に掲げる事業を推進するため、必要に応じてプロジェクトチーム、ワーキングチーム等を設置することができる。

(総会)

第8条 協議会の総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員の改選

(4) 規約の改廃

(5) その他必要な事項

2 総会は、会長が招集し議長となる。

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

4 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(アドバイザー)

第9条 協議会は、第6条の運営組織において、意見を求めるため、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、第6条の運営組織において、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(協力団体)

第11条 協議会の事業内容に賛同し、第2条に掲げる目的に寄与する団体（企業等）は、協力団体として協議会に登録することができる。

2 協力団体の登録を希望する団体（企業等）は、その旨を事務局に申し出るものとする。

(経費)

第12条 協議会の会費は無料とする。

- 2 全体会及び分科会の開催経費は、原則として協議会、又は桑名市が負担することとし、会議参加のための旅費等は会員の自己負担とする。
- 3 プロジェクトチーム等の活動に必要となる費用は、原則として会員の自己負担とする。ただし、特別な場合は協議会が支弁する。
- 4 アドバイザー、又はオブザーバーが会議に参加するための旅費等は、必要に応じて協議会が支弁する。

(寄付等)

第13条 協議会の事業内容に賛同した協力団体等から寄付等の申し出があった場合は、第3条に掲げる事業及び協議会の運営経費に充てることができる。

(会計期間)

第14条 協議会の会計期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を桑名市総務部グリーン資産創造課に置く。
2 プロジェクトチーム等の事務局は提案会員とともに、プロジェクト等に関する市の担当課が連携して行う。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会員の合意に基づいて決定することとする。

附則

この規約は、令和3年5月17日から施行する。